

定住自立圏構想の今後の展開について

平成27年2月27日

広域連携の推進

連携中枢都市圏の形成

意義

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携して、「連携中枢都市圏」を形成。

※具体的な都市(圏)は、来年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定。なお、従前の「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該当する都市(圏)*は対象とする

- (* 全国で61市が該当(①地方圏の指定都市、新中核市(人口20万以上)、②昼夜間人口比率おおむね1以上)

役割

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
- ② 高次の都市機能の集積・強化
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

実現手法

- 連携協約の導入
- 先行的なモデルを構築する事業を実施(約1.3億円)
- 今後、圏域全体の経済のけん引役等の役割を着実に果たしていくため、国としてさらに積極的に支援。

(平成27年度予算案2.0億円)

- 平成27年度から、モデルの検証を踏まえて、地方交付税措置を実施。

「一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点」を築く

※「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、「地方中枢拠点都市圏」を含む複数の都市圏概念が「連携中枢都市圏」に統一された。

定住自立圏構想の推進

目指す方向性

- 中心市(人口5万人程度以上)と近隣市町村が連携し、地方圏における「定住の受け皿」を形成。

※中心市宣言団体数:104団体

※協定締結等圏域数:85圏域
(H27.2.27現在)

具体的な支援

- 全国的に進んでいる医療・福祉、公共交通など生活基盤の確保に向けた取組や、ニーズが高まっている産業振興、移住・交流など圏域の活性化に向けた取組を支援。

※平成27年度にこれまでの取組成果について検証を行い、その検証結果も踏まえ、今後、取組に対する支援策について検討予定。

地方圏の人口流出を食い止める「ダム機能」の確保



過疎集落等の維持・活性化

目指す方向性

- 持続可能な集落活性化のため、基幹集落中心に「集落ネットワーク圏」を形成。

具体的な支援

- 地域産業の振興と日常生活機能の確保の取組をハード・ソフト両面から支援し、定住環境を整備。
- 集落の組織力を高めるため、地域おこし協力隊や集落支援員などを拡充。

集約とネットワーク化で集落を維持・活性化

※「集落ネットワーク圏」については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)において、国土交通省や農林水産省等の関連施策と連携し、「小さな拠点」を形成し、持続可能な地域づくりを推進する仕組みを検討することとされている。

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

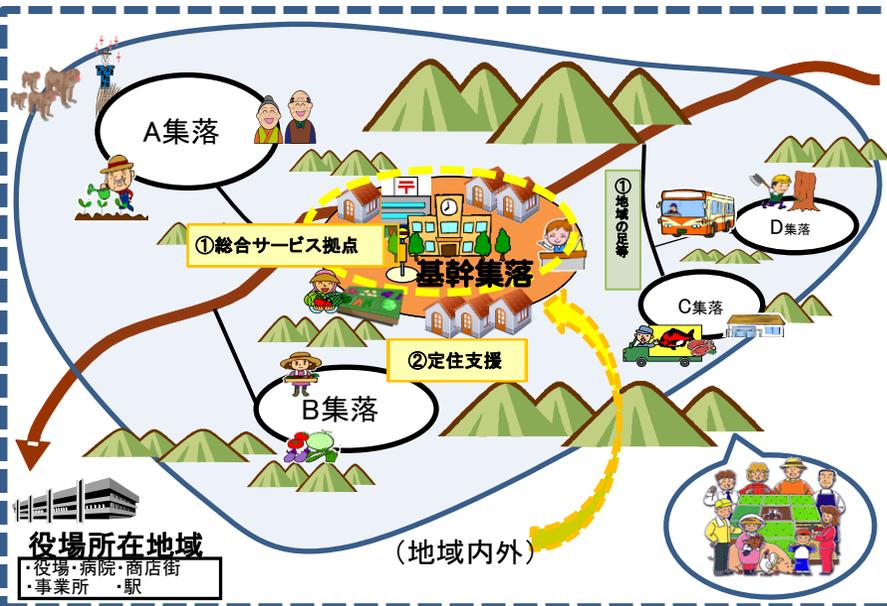
(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

過疎集落等を対象に、継続的な集落の維持活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏において、「集約」と「ネットワーク化」を図りながら、生活の営み(日常生活支援機能)を確保するとともに、生産の営み(地域産業)を振興する取組をモデル的に支援する。

取り組みのポイント

- 市町村が集落ネットワーク圏の範囲や活性化の基本方針等を含む「集落ネットワーク圏計画」を作成
- 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織体制を確立しつつ、総合的な活性化プランを策定
- 活性化プランに基づく「生活の営み」や「生産の営み」に係る事業を、地域住民等が地域内外の主体と連携して実施

集落ネットワーク圏における取組イメージ

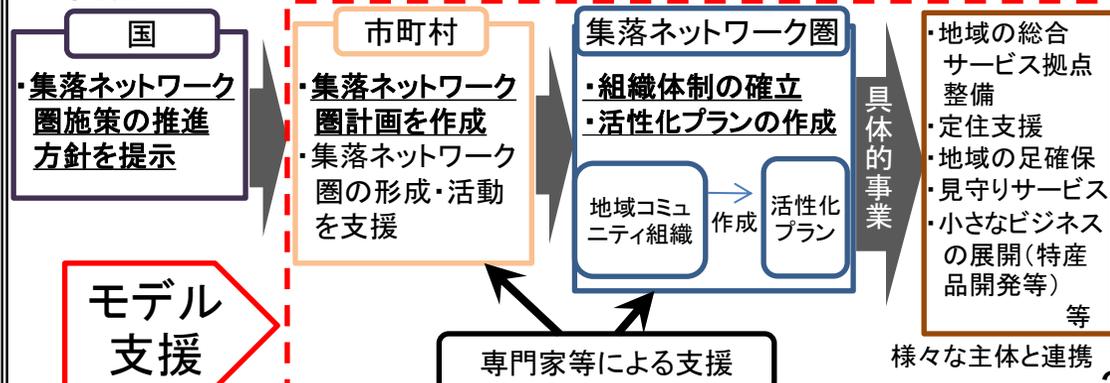


※集落ネットワーク圏の範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

施策の概要

- (1) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域コミュニティ組織)、市町村等
- (2) 交付額 1事業あたり2,000万円以内
- (3) 平成27年度予算案内訳 400,000千円
- (4) 対象事業 集落ネットワーク圏の形成に係る取組及び活性化プランに基づく活性化のための事業

<事業のイメージ>



経済財政運営と改革の基本方針（平成26年6月24日閣議決定）（抄）

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

(3) 地方行財政制度

（元気な地方を創るための取組の推進）

「集約とネットワーク化」の考え方に基づき、相当の人口規模と中核性のある都市が近隣市町村と有機的に連携し地域の活性化を図るため、地方中枢拠点都市圏や定住自立圏を形成し、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積、生活機能サービスの確保・向上といった取組を推進するとともに、条件不利地域における市町村・都道府県の連携の取組を推進する。
また、広域化に伴う役割分担や費用分担の成功事例を分析し、横展開を促進する。

「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－（平成26年6月24日閣議決定）（抄）

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

6. 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

(3) 新たに講ずべき具体的施策

①地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する伴走支援プラットフォームの構築

「集約とネットワーク化」の考え方に基づき、プラットフォームの構築と連携して地方中枢拠点都市圏・定住自立圏や集落ネットワーク圏の形成等について2015年度から全国展開を図るなど積極的に支援を行う。

産業競争力の強化に関する実行計画（2015年版）（平成27年2月10日閣議決定）（抄）

二 重点施策の内容、実施期限及び担当大臣

1. 「日本産業再興プラン」関連

(6) 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

連携中枢都市圏構想等の推進

人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有しつつ、活力ある社会経済を維持するため、(略) 地方圏における定住の受け皿の形成を目的とする「定住自立圏」について、人口の観点を含めこれまでの取組成果を再検証し、その結果を踏まえ、必要な対応策を検討する。

Ⅲ 今後の施策の方向

「定住自立圏の形成の促進」

2. 政策パッケージ

(4)時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(オ)地域連携による経済・生活圏の形成

【施策の概要】

地方では、人口の流出に歯止めがかかっていない一方、生活の利便性の低下、地域経済の縮小等が問題となっており、活力ある経済・生活圏の形成のための地域連携が課題となっている。(略)定住自立圏が果たすべき人口のダム機能に関する検証を十分に行い、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みを構築することが必要である。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

■ 定住自立圏の協定締結等圏域数:140圏域を目指す(2014年4月時点79圏域)

【主な施策】

◎ (4)-(オ)-② 定住自立圏の形成の促進

定住自立圏における取組により、定住自立圏がいかに地方における人口定住の受け皿となってきたのか、その取組成果について検証を行い、雇用にもより着目して今後の対策を講じていく必要がある。

そのため、人口の観点を含めこれまでの取組成果について再検証を行い、その結果等を踏まえ、雇用増対策など定住自立圏の取組の支援策を検討・実施することとする。これらの取組により、2020年度には定住自立圏の協定締結等圏域数を140圏域とすることを目指すとともに、地方公共団体自らは、圏域の特性も踏まえ、生活関連機能・雇用・人口に関する成果目標を設定することとする。

先行実施団体における人口の社会動態について

先行実施圏域(21圏域^{※1})について、圏域人口の社会動態^{※2}を定住自立圏の取り組み前後で比較

1. 対象圏域

※1 先行実施圏域のうち、南相馬圏域定住自立圏は、東日本大震災の影響により、H24以降、定住自立圏の取組が中断しているため、分析の対象外としている。

※2 転入・転出に伴う人口動態をいう。

定住自立圏構想に先行的に実施した21圏域

八戸圏域定住自立圏、由利本荘市定住自立圏、長岡地域定住自立圏、ちちぶ定住自立圏、南信州定住自立圏、みのかも定住自立圏、湖東定住自立圏、鳥取県中部定住自立圏、中海圏域定住自立圏、東備西播定住自立圏、瀬戸・高松広域定住自立圏、下関市定住自立圏、幡多地域定住自立圏、久留米広域定住自立圏、八女市定住自立圏、九州周防灘地域定住自立圏、宮崎県北定住自立圏、日向圏域定住自立圏、都城広域定住自立圏、薩摩川内市定住自立圏、大隅定住自立圏

2. 対象期間^{※3}

- ・【期間①】定住自立圏に取り組み始める以前 (H17. 10. 1-H21. 9. 30)
- ・【期間②】定住自立圏に取り組んだ後 (H21. 10. 1-H25. 9. 30)

※3 幡多地域定住自立圏においては、データの制約上、期間①(H18.4.1-H22.3.31)と期間②(H22.4.1-H26.3.31)を対象としている。

3. 人口の社会動態

比較結果	備考	圏域数
i) 圏域人口の社会増	期間②において社会増	2
ii) 圏域人口の社会減が減少	期間①の社会減 > 期間②の社会減	17
iii) 圏域人口の社会減が横ばい	期間①の社会減 ≒ 期間②の社会減	1
iv) その他	・一時的な外国人の大幅な流出により、期間②において社会減 (ただし、日本人のみの社会動態については期間②において社会増となっており、i)に該当すると分類できる。)	1

平成27年度 予算事業①（定住自立圏取組検証・分析事業）

事業内容

平成27年度予算（案） 7百万円

- まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、制度創設から5年が経過した定住自立圏構想に係る取組成果を検証する事業を実施。
 - ⇒ 上記の検証結果を踏まえ、定住自立圏の形成がより人口定住の受け皿として有効に機能できるよう、各定住自立圏において圏域のあり方等を再構築する取組や新たな定住自立圏の形成に向けた取組を促進。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)

Ⅲ. 今後の施策の方向

2. 政策パッケージ

- (4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
- (オ) 地域連携による経済・生活圏の形成

② 定住自立圏の形成の促進

定住自立圏における取組により、定住自立圏がいかに地方における人口定住の受け皿となってきたのか、その取組成果について検証を行い、雇用にもより着目して今後の対策を講じていく必要がある。

協定締結等圏域数の推移

2020年KPI

時点	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.2.27
圏域数	54	64	74	79	85

- 定住自立圏の協定締結等圏域を140圏域とすることを目指す
- 地方公共団体自らは、圏域の特性を踏まえ、生活関連機能・雇用・人口に関する成果目標を設定する

平成27年度 予算事業②（機能連携広域経営推進調査事業）

基本的な考え方

複数の市町村で拠点等を活用して圏域の活性化を図る取組を支援することにより、新たな広域連携を推進

- 市町村域を越えた圏域において、産学金官民の幅広い関係者が連携し、人・モノ・金等の流れを生み出す拠点等を構築
- 構築した拠点等を活用して圏域の活性化を図る取組を支援することにより、地方圏における人口減少対策に向けた広域連携を積極的に推進

事業内容

平成27年度予算（案） 25百万円

①調査委託事業

市町村域を越えた圏域を対象に、地方創生の中で特に「しごとの創生」に資する拠点等を構築することにより、人・モノ・金等の流れを生み出し圏域の活性化を図る取組について支援を実施
(800万円程度×3圏域程度)

【ケース1】圏域の特性を踏まえた新たな農産物を創出し、生産から加工・販売まで圏域内で一貫して行う6次産業化を図る取組（農業分野）

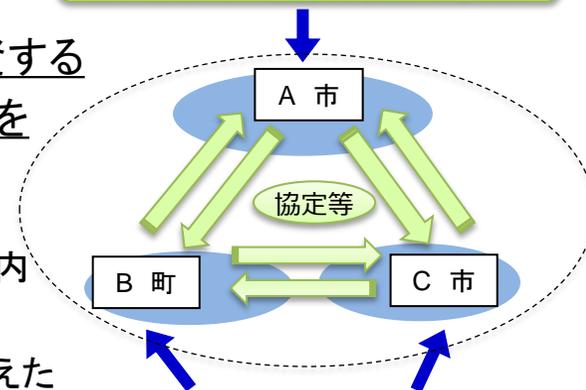
【ケース2】圏域内の企業が利活用できる産業拠点の機能を増強し、圏域の特性を踏まえた新事業展開や起業支援を図る取組（工業分野）

【ケース3】地元住民が主体となって、圏域における就業・就農・起業インターンシップや体験ツアーを実施することにより、交流人口の拡大を図る取組（交流分野）

②フォローアップ調査事業

平成26年度に調査委託事業を実施した4圏域に対して、事業の成果検証を実施し、各事業における取組経緯や事業プロセスなどと併せ、地方公共団体に対して情報提供

市町村域を越えて圏域を設定し、産学金官民が連携し、拠点等を構築



構築した拠点等を活用し、人・モノ・金の流れが活発化



地方分権改革への対応

【概要】

- 地方分権改革の更なる推進に向けて、内閣府が地方公共団体等に対して地方分権改革に関する提案募集を平成26年5月に実施したところ。
- その結果、下記のとおり、定住自立圏構想における中心市の要件についての提案があり、当該提案に対する政府としての対応方針が平成27年1月に閣議決定されたところ。

「平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項」(内閣府HPより抜粋)

【提案内容】

定住自立圏構想における「中心市」の要件として昼夜間人口比率等が定められているが、当該要件を満たさない市であっても、中心市宣言を実施しようとする団体については、中心市として位置づけを可能とする。



「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定) (抄)

6 義務付け・枠付けの見直し等

【総務省】

(11) 定住自立圏構想推進要綱

定住自立圏構想における中心市の要件については、連携中枢都市圏構想における連携中枢都市の要件の考え方も参考に検討を進め、平成27年度中に結論を得る。

(参考) 中心市の主な要件とその考え方

中心市の主な要件

- ①人 口：5万人程度以上（少なくとも4万人超）
- ②昼夜間人口比率：1以上（合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上も対象とする。）
- ③地 域：原則三大都市圏外

- 中心市は、生活に必要な都市機能について一定の集積があり、近隣市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であることが必要。
- このような観点から、都市機能が既に一定集積しており、近隣市町村の住民もその機能を活用していることを客観的に示す指標として、中心市の要件は、人口4万人超、昼夜間人口比率1以上等を満たす市としている。
- 人口、昼夜間人口比率については、定住自立圏構想推進要綱において、原則として、平成22年国勢調査に基づく数値を用いることとしている。
(合併市の場合は、合併期日以前の直近の国勢調査における人口最大の旧市の昼夜間人口比率を用いることとしている。)

中心市要件に係る経過措置について

【経過措置の概要】

- 中心市の判定については、(構想創設当初においては平成17年国勢調査に基づく数値を用いていたが、平成22年国勢調査の結果が公表されたことを踏まえ、平成24年9月に平成22年国勢調査に基づく数値を用いることとする要綱改正を行ったところ。
- ただし、未宣言中心市については、その要綱改正後3年間(=平成27年9月30日までの間)(東日本大震災の特定被災地方公共団体については、当分の間)、中心市宣言できる経過期間を設けたところ。

※) 平成24年9月18日付け総行応第187号の改正により、定住自立圏構想推進要綱に新たに規定された中心市要件に係る経過措置は以下のとおりである。

附 則

第2 経過措置

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定に基づく中心市の要件を満たしている市については、平成27年9月30日までの間(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体にあつては、当分の間)、中心市宣言を行うことができる。

 経過措置の対象団体: 29市(次ページを参照)

中心市要件に係る経過措置について

○経過措置の対象団体(29団体)の動向

区分		団体名
既に取組済 (6団体)		滝川市、新庄市、佐野市、村上市、東近江市、 安来市(松江市・米子市を中心とする圏域の近隣市町村)
H27.9.30で経過措置 が終了する団体 (19団体)	～H27.9.30に 取り組む予定あり (7団体)※	むつ市、大仙市、新発田市、南魚沼市、たつの市、 八幡浜市、南さつま市
	連携中枢都市圏に 取り組む予定あり (4団体)※	浜松市、倉敷市、呉市、尾道市
	取り組む予定なし (8団体)※	桐生市、岡谷市、中津川市、熱海市、袋井市、 西条市、佐伯市、南九州市
H27.9.30以降も 経過措置が継続 する団体	特定被災地方公共 団体に該当し、当分 の間、経過措置の 対象(4団体)	釜石市、いわき市、筑西市、十日町市

※各団体あてに連絡をとり、予定を確認済み

【参考：その他関連施策の動向について】

- 「地域おこし企業人交流プログラム」
- 「地域おこし協力隊」

地域おこし企業人交流プログラム（案）

三大都市圏に勤務する大企業の社員が、そのノウハウや知見を活かし、一定期間、地方自治体において、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事することで、地方自治体と企業が協力して地方圏へのひとの流れを創り出していけるような取組に対し、必要な支援を行うもの。

対象者 三大都市圏に勤務する大企業の社員

活動地域 ①定住自立圏に取り組む市町村
(中心市及び近隣市町村)
②条件不利地域(※)を有する市町村

期間 1～3年
※「条件不利地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法(みなし過疎、一部過疎を含む)、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法のいずれかの対象地域・指定地域のことを指す。

財政措置 ○受入に要する経費
上限額 年間350万円/人
○企業人が発案・提案した事業に要する経費
上限額 年間100万円(措置率0.5)

【地域における企業人の活動事例】

○観光連携組織(DMO、観光協会等)において、滞在型観光や外国人観光客誘客など企画商品の開発や運営に従事

○職務経験を活かし、接遇講座の講師や企業が運営する広報誌やマルシェと連携した特産品販売事業に対する助言を実施

○既存事業についてマーケティング分析やビックデータの活用により検証し、今後の事業の方向性について提案

民間企業

社会貢献マインド
人材の育成・キャリアアップ

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ

自治体

人口急減社会など
地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業が培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間感覚を得ながら取組を展開



地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊とは

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：概ね1年以上3年以下
- **総務省の支援**：概ね次に掲げる経費について、特別交付税により財政支援
 - ① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
 - ② 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円上限
(報償費等200万円、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など) 200万円)



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組団体数の推移

⇒ **隊員数を3年で3倍に!**

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
隊員数	89名	257名	413名	617名	978名
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体

28年度
(目標)
約3,000名

※各年度の特別交付税ベース

隊員の
**約4割は
女性**

隊員の
**約8割が
20歳代と30歳代**

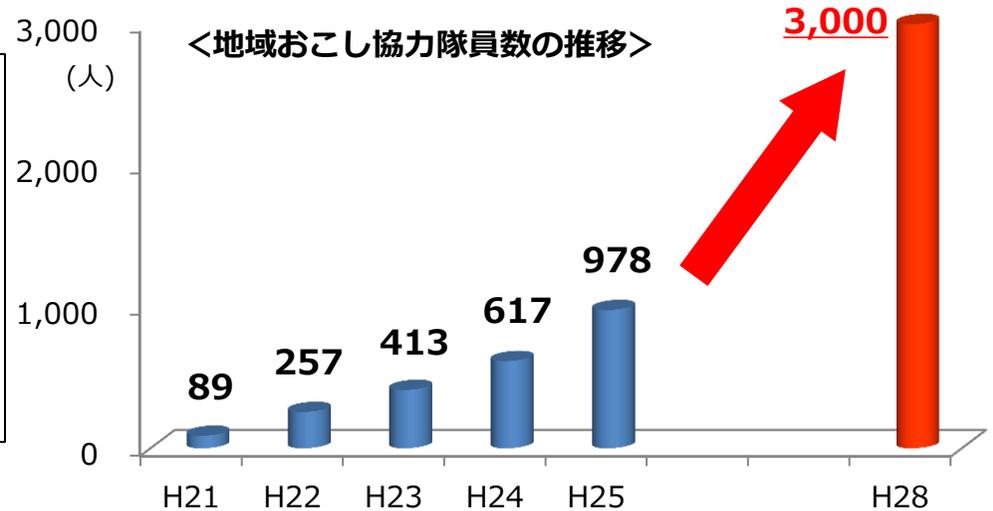
任期終了後、
**約6割が
同じ地域に定住**
※H25.6末調査時点

安倍内閣総理大臣指示（地域おこし協力隊員を3年間で3倍に）

－島根県・鳥取県視察後の会見（平成26年6月14日）－

地域おこし協力隊の若い皆さん、彼らが本当に地域で知恵を出して、そして、汗を流して、地域の皆さんと一緒に**地域の活性化に大きな役割を果たしている**。

地域おこし協力隊員を、**3年間で今の1000人を3倍の3000人にする**ことを総務大臣に指示。



経済財政運営と改革の基本方針2014

～デフレから好循環拡大へ～

（平成26年6月24日閣議決定）

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生

（3）観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化

（地域活性化）

また、**外部人材の知見を活用しU I Jターンを組み合わせた地域への人材還流を促す仕組みを拡充する**⁵⁰。

（※脚注）⁵⁰具体的には、地域活性化プラットフォームの推進体制の整備、**「地域おこし協力隊」の拡充等を進める**。

「日本再興戦略」改訂2014

－未来への挑戦－

（平成26年6月24日閣議決定）

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

6. 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

（3）新たに講ずべき具体的施策

（地域活性化/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新）

③ふるさと名物応援

「地域おこし協力隊」等の取組も含め、地域資源のブランド化を推進できる人材の発掘・派遣・育成を進めるとともに、戦略的に観光振興に取り組み体制を整備することで、地域資源を活用した地域全体の活性化を図る。

地域おこし協力隊に関する制度改正について

■ 地方財政措置の充実（平成26年度から適用）

（改正内容）

- 協力隊最終年次又は任期終了翌年の起業する者の起業に要する経費として1人あたり100万円上限に特別交付税措置。

（※ただし、起業に要する経費については、1人について一の年度に限る。）

地域おこし協力隊推進要綱（平成21年総行応第38号）を一部改正し、平成26年度の特別交付税措置の算定から適用。

■ 地域要件の是正（平成26年度から適用）

- 従前の取扱いでは、市町村の区域の全域が過疎、山村、離島、半島等の地域の市町村（全部条件不利地域）のほか、その区域の一部が過疎、山村、離島、半島の地域である市町村（一部条件不利地域）も「条件不利地域」として扱い、これらの地域を転出地とする場合は地域要件を満たさず、一律に特別交付税措置の対象外としていたもの。

（改正内容）

- 一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域を転出地とする隊員も特別交付税措置の対象とするよう地域要件を是正。平成26年度の特別交付税の算定から適用。

■ 報償費（隊員1人あたり上限200万円）の弾力化（平成27年度から適用）

- 現在、協力隊の報償費については、隊員1人あたり上限200万円（月16万7000円程度）とされているが、隊員の有するスキルや活動実績に見合った報償費を支給することができるようにするとともに、県庁所在市等から遠隔地に所在する交通不便な自治体における優秀な隊員の確保に資するため、報償費の支給額を弾力化する。

（改正内容）

- 報償費については、隊員1人あたり200万円を標準とし、スキルや経験、地理的条件等を考慮した上で、最大250万円まで支給可能とする。この場合、その他経費分を活用することで対応（隊員1人当たりの上限400万円は変更せず）。

■ 「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充

- 名称を「地域おこし協力隊」に統一

地域おこし協力隊の拡充による地域への人材還流の推進

地域おこし協力隊の拡充のため、制度説明会等を開催し広く制度の周知を行うとともに、隊員への研修の充実、地域との連携による活動内容の充実・強化のモデル事業の実施等により、地方自治体の自主的な取組を支援し、地域への人材還流を推進。

【H27当初予算(案) 0.3億円】

(一般枠 0.6億円 計 0.9億円)

制度周知・隊員募集

■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催等

- ・地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方の参加も得て「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、事例報告やブースを用いたPR等により広く制度を周知



■「受入体制・サポート体制整備モデル事業」の実施

- ・地域おこし協力隊員が地域で効果的な活動が行えるよう、自治体が地域のNPO法人等と連携して受入体制やサポート体制を構築するためのモデル事業を実施

■「制度説明会」の開催

- ・3大都市圏をはじめとする都市地域において制度を発信するとともに隊員の人材を掘りおこし

※このほか、制度を幅広く発信するため3大都市圏における広告掲載等を実施

隊員1年目



■「初任者研修会」の開催

- ・主に1年目の初任隊員が、地域協力活動に必要な知識を習得できるよう、ブロック別に初任者研修会を実施

※農林水産省・田舎で働き隊との合同研修も実施

隊員2～3年目

■地域おこし協力隊「ビジネススタートアップモデル事業」等の実施

- ・大学や商工会等との連携による活動内容の充実や、隊員の起業支援をモデル的に実施

■「起業・事業化に向けた研修会」の開催

- ・任期終了後においても地域へ定住し、起業を目指す隊員を対象に、起業・事業化に向けた知識、ノウハウを身につけてもらうための研修会を実施

■「ステップアップ研修」の開催

- ・主に2～3年目の隊員を対象に、これまでの活動を自己分析するとともに、今後の活動目標や任期終了後の目標を定め、より効果的な活動へのステップアップを図るための研修会を実施(ブロック別)



任期後

起業・定住

地域への
人材還流を
推進!

地域おこし協力隊の活躍先

○ 隊員数978名 318自治体 (4府県314市町村) (平成25年度特別交付税ベース)

都道府県名	市町村名	隊員数
北海道 (168)	夕張市	2
	留萌市	6
	芦別市	1
	士別市	1
	名寄市	2
	砂川市	3
	深川市	1
	富良野市	1
	登別市	2
	松前町	3
	福島町	2
	木古内町	4
	鹿部町	2
	八雲町	3
	厚沢部町	7
	今金町	1
	二セコ町	4
	真狩村	1
	留寿都村	2
	喜茂別町	3
	積丹町	1
	北竜町	1
	沼田町	3
	愛別町	2
	東川町	1
	占冠村	4
	和寒町	4
	剣淵町	3
	下川町	5
	美深町	5
	音威子府村	3
	中川町	2
	幌加内町	1
	小平町	1
	苫前町	2
	羽幌町	3
	天塩町	6
	中頓別町	2
	利尻町	2
	津別町	5
	西興部村	4
	厚真町	7
	むかわ町	2
	平取町	6
新冠町	8	
浦河町	2	

都道府県名	市町村名	隊員数	
青森県 (6)	新ひだか町	2	
	上土幌町	5	
	鹿追町	3	
	新得町	9	
	清水町	1	
	中札内村	1	
	更別村	3	
	大樹町	1	
	陸別町	2	
	浦幌町	2	
	白糠町	1	
	中標津町	2	
	深浦町	2	
	野辺地町	1	
	佐井村	2	
	南部町	1	
	岩手県 (7)	一関市	2
		二戸市	2
		八幡平市	1
	宮城県 (5)	西和賀町	2
		登米市	1
		七ヶ宿町	1
秋田県 (18)	加美町	3	
	大館市	3	
	男鹿市	1	
	湯沢市	6	
	鹿角市	1	
	由利本荘市	4	
	上小阿仁村	1	
	東成瀬村	2	
	米沢市	2	
	鶴岡市	2	
酒田市	1		
山形県 (44)	寒河江市	1	
	村山市	5	
	尾花沢市	2	
	西川町	3	
	朝日町	4	
	大江町	1	
	最上町	4	
	舟形町	3	
	真室川町	1	
	鮭川村	3	
	戸沢村	1	
	川西町	5	
	小国町	2	

都道府県名	市町村名	隊員数	
福島県 (22)	飯豊町	1	
	遊佐町	3	
	伊達市	12	
	天栄村	1	
	西会津町	1	
	三島町	1	
	金山町	4	
	昭和村	1	
	埴町	2	
	茨城県 (12)	常陸太田市	9
	笠間市	3	
	栃木県 (8)	日光市	6
益子町		2	
上野村		1	
群馬県 (3)	神流町	1	
	高山村	1	
	秩父市	2	
埼玉県 (4)	館山市	3	
	勝浦市	1	
	柏崎市	2	
	小千谷市	4	
新潟県 (46)	十日町市	19	
	妙高市	4	
	上越市	2	
	佐渡市	12	
	津南町	1	
	粟島浦村	2	
	小矢部市	1	
	南砺市	2	
	立山町	3	
	七尾市	2	
富山県 (6)	輪島市	1	
	大野市	1	
	鯖江市	1	
	坂井市	1	
	池田町	4	
	南越前町	2	
	越前町	1	
	高浜町	1	
	若狹町	3	
	★山梨県	25	
山梨県 (59)	富士吉田市	2	
	南アルプス市	5	
	北杜市	10	
	甲州市	3	
	道志村	5	

都道府県名	市町村名	隊員数
長野県 (83)	小菅村	9
	大町市	1
	北相木村	2
	中川村	1
	阿南町	3
	阿智村	3
	売木村	5
	天龍村	3
	泰阜村	4
	喬木村	2
	豊丘村	4
	大鹿村	3
	王滝村	1
	木曾町	3
	麻績村	10
	生坂村	6
	筑北村	6
岐阜県 (17)	小谷村	14
	山ノ内町	2
	木島平村	6
	小川村	4
	高山市	3
	中津川市	3
	恵那市	1
	山県市	1
	本巣市	2
	郡上市	3
静岡県 (7) ※島田市、西伊豆町は静岡県との共同実施	白川村	2
	東白川村	2
	★静岡県	(3)
	浜松市	2
	島田市	2
	南伊豆町	1
	松崎町	1
	西伊豆町	1
	設楽町	1
	東栄町	2
愛知県 (5)	豊根村	2
	尾鷲市	2
	熊野市	5
	志摩市	1
	大台町	1
三重県 (9)	近江八幡市	1
	湖南市	5
	米原市	3
滋賀県 (14)	道志村	5
	愛荘町	3

都道府県名	市町村名	隊員数
京都府 (4)	★京都府	4
	洲本市	5
	丹波市	2
	南あわじ市	5
兵庫県 (23)	淡路市	9
	佐用町	1
	香美町	1
	奈良市	2
	吉野町	2
	十津川村	2
	下北山村	1
	川上村	5
	新宮市	3
	和歌山県 (8)	紀美野町
かつらぎ町		1
那智勝浦町		1
倉吉市		1
鳥取県 (22)	岩美町	3
	若桜町	3
	智頭町	5
	八頭町	4
	三朝町	1
	日南町	3
	日野町	2
	雲南市	3
	飯南町	6
	川本町	2
島根県 (59)	美郷町	15
	邑南町	11
	津和野町	11
	海士町	5
	西ノ島町	2
	知夫村	2
	隠岐の島町	2
	高梁市	4
	新見市	3
	瀬戸内市	2
岡山県 (32)	真庭市	2
	美作市	10
	和気町	2
	西粟倉村	7
	久米南町	2
	三原市	2
	府中市	2
広島県 (18)	三次市	1

都道府県名	市町村名	隊員数
山口県 (13)	廿日市市	1
	安芸太田町	6
	神石高原町	6
	山口市	4
	長門市	1
	周南市	3
徳島県 (34)	周防大島町	1
	田布施町	2
	阿武町	2
	美馬市	4
	三好市	7
	勝浦町	3
	上勝町	6
	佐那河内村	1
	神山町	3
	那賀町	4
香川県 (4)	美波町	1
	海陽町	1
	上板町	4
	さぬき市	2
愛媛県 (27)	小豆島町	2
	今治市	12
	宇和島市	1
	伊予市	5
	西予市	7
	上島町	2
高知県 (51)	室戸市	3
	安芸市	2
	宿毛市	1
	土佐清水市	2
	四万十市	6
	香美市	2
	東洋町	2
	田野町	5
	安田町	1
	本山町	6
	美郷町	2
	土佐町	1
	いの町	4
	仁淀川町	3
佐川町	2	
福岡県 (9)	越知町	3
	津野町	2
	四万十町	4
	柳川市	3
八女市	2	

都道府県名	市町村名	隊員数
佐賀県 (5)	大刀洗町	2
	上毛町	1
	築上町	1
	唐津市	2
長崎県 (33)	武雄市	1
	江北町	2
	長崎市	5
	島原市	2
	対馬市	8
	杵岐市	2
	五島市	5
	西海市	4
	東彼杵町	3
	小値賀町	2
熊本県 (10)	新上五島町	2
	上天草市	1
	美草市	1
	美里町	1
	和水町	2
大分県 (11)	南小国町	1
	甲佐町	2
	山都町	2
	日田市	1
	佐伯市	2
宮崎県 (18)	佐志市	5
	由布市	1
	国東市	2
	小林市	4
	えびの市	7
鹿児島県 (16)	高原町	3
	西米良村	3
	高千穂町	1
	西之表市	1
	薩摩川内市	10
沖縄県 (7)	三島村	2
	肝付町	1
	瀬戸内町	2
	★沖縄県	2
	糸満市	1
沖繩市	2	
国頭村	1	
渡名喜村	1	
合計		978

表中の★は、都道府県が直接実施している自治体を示す。

地域おこし協力隊～取組事例

北海道下川町

【概要】

- ・一の橋地区の集落対策を目的に4名の協力隊員が活動。

【活動内容】

- ・地域食堂(駅カフェイチノハシ)にて、自家ハウスで栽培したトマト、レタス、シイタケ等の採れたて野菜を使ったランチの提供や、栄養士の協力のもと、健康弁当を高齢者に配食するサービスを展開。
- ・シイタケの菌床栽培施設の運営及び技術指導。
- ・小麦粉やトマトなどの地産素材を使った石窯ピザ販売などのコミュニティビジネスを創出。

【ポイント】

- ・地域資源を最大限に活用し、集落の維持と自立活性化を目指している。



奈良県川上村

【概要】

- ・5名の隊員が吉野林業の中心地川上村で活動。村内にとどまらず近隣町村の隊員と連携事業を展開。

【活動内容】

- ・「吉野の森満腹ツアー(1泊2日)」を開催し、伐採見学だけでなく、作業体験や吉野杉の酒樽での酒造見学等を実施。地域の魅力を実感できる滞在プランの企画に携わる。
- ・空き家を利用した農家民宿の開業を目指す活動。
- ・遊休農地対策も踏まえ、ピーマンや白菜などの地元野菜を販売する朝市を開催。

【ポイント】

- ・吉野杉や自然を活かし、村の魅力づくりに取り組む。



島根県邑南町

【概要】

- ・「A級グルメ立町」の実現に向けて、11名の隊員が野菜等の栽培から、地元の食材を使った料理の提供までのプロデュースを目指す「耕すシェフ」として活動し、起業・就業を目指す。

【活動内容】

- ・ジャガイモ、タマネギなど20種類以上の野菜を作りながら、実際に町観光協会の地産地消直営イタリアンレストラン「ajikura(味蔵)」にて石見和牛や自然放牧牛乳等地元でしか味わえない製品とあわせて調理・研究を行い、将来は町内で食に関する起業を目指す。

【ポイント】

- ・協力隊に取り組むに当たり、町が隊員の具体的な活動・目標などのコンセプトを予め明確にし、その上で隊員の募集、事業展開を行っている。



長崎県対馬市

【概要】

- ・「生物多様性保全」「デザイナー」「有害鳥獣対策」「レザークラフト」「地域資源プロデュース」「民間伝承保全」の6分野で8名の隊員が専門的に活動。

【活動内容】

- ・ツシヤママネコの生息環境である水田を維持するための減農薬・無農薬で米作りに取り組む団体の活動に協力
- ・ツシヤママネコや対馬馬をモチーフにデザインしたポロシャツや手ぬぐい等の制作、販売
- ・市のパンフレットの英訳等、近年増えてきた英語圏の観光客への対馬の情報発信
- ・有害鳥獣(イノシシ、シカ)の皮を使ったレザー製品開発

【ポイント】

- ・都市部の専門性あふれる人材獲得のため、市が具体的に活動内容を絞り込んで公募。



地域おこし協力隊～任期終了後の活躍事例

北海道喜茂別町

40代女性

起業

【定住状況】

・任期終了した8名の隊員のうち6名が定住。(平成25年7月1日時点)

【活動内容】

- ・隊員期間中は農産加工品の製造販売に携わっていた。
- ・任期終了後に地元の各家庭で自家用としても作られているソバを活用した商品を作る会社を設立し、町のPRにも寄与している。また、ソバを一般家庭からも調達する仕組みを作ることで、多くの人に関われる仕組みを作るなど、つながりの創造を目指している。

【ポイント】

- ・地元の身近な産品を活かした食品加工の株式会社の設立により自治体のPRにも寄与。



新潟県十日町市

30代男性

就業

【定住状況】

・任期終了した15名の隊員のうち9名が定住。(平成25年7月1日時点)

【活動内容】

- ・隊員期間中は農産物直販・体験交流事業・移住促進等の幅広い業務を行うとともに、地域のイベントへの参加や小学校の環境教育への協力等を行っていた。
- ・任期終了後は地元のNPO法人の事務局長として、移住促進事業やエコツーリズムを行うなど、さらに幅広い活動を実施している。

【ポイント】

- ・地元の人から信頼を得て、地域のNPO法人の事務局長に就任し、隊員時に行っていた活動を継続。



香川県善通寺市

30代男性

就農

【定住状況】

・任期終了した2名の隊員のうち2名が定住。(平成25年7月1日時点)

【活動内容】

- ・耕作放棄地の増加に歯止めをかけるため、農業のノウハウを学ぶ研修を農業法人にて実施。
- ・隊員活動中は、地域行事への参加・協力をし、地域活動のサポートも実施。
- ・任期終了後、善通寺にしかないブランドの強化、推進を目指し、独立してキウイの栽培を行っている。

【ポイント】

- ・就農し、隊員時に研修で学んだことやノウハウを活かしながら活動。



沖縄県沖縄市

40代男性

就業

【定住状況】

・任期終了した2名の隊員のうち1名が定住。(平成25年7月1日時点)

【活動内容】

- ・隊員活動中は、商店街の活性化に向け、交流広場の運営や商店街連合会の事務局業務などを担いながら、商店街のイベントの企画を実施。
- ・任期後は、隊員としての活動が商店街の内外から評価され、「中心市街地活性化協議会タウンマネージャー」に着任。市の活性化基本計画にもとづく事業の提案や関係者の調整など、マネジメントを行っている。

【ポイント】

- ・任期中の隊員活動の実績をもとにした、活動地での就業。

